**平成２５年（フ）第４０７５号**
東京都稲城市若葉台４丁目35　若葉台パークヒルズＤ棟101
債務者　中田　　香（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１０２号**
東京都清瀬市梅園３丁目３―13
債務者　村松　敏輝
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１０３号**
東京都清瀬市梅園３丁目３―13
債務者　村松　博美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１０５号**
東京都立川市富士見町６丁目22―503
債務者　木村　　進
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１１８号**
東京都台東区日本堤２丁目２－４―103
債務者　石井　正男
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１２５号**
東京都世田谷区船橋５丁目13―６　寿々花荘５号
債務者　佐藤　史朗
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１２６号**
東京都足立区東綾瀬１丁目13―３―205
債務者　細川　坤久
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１２７号**
東京都足立区伊興４丁目10―３―202
債務者　土嶺　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１２９号**
東京都江戸川区東小松川２丁目26―８―203
債務者　上温湯　剛
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１３０号**
東京都江戸川区東小松川２丁目26―８―203
債務者　上温湯佳奈恵
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１３６号**
東京都大田区中央１丁目５―13―203
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１４５号**
東京都文京区白山４丁目33―23―603
債務者　佐藤　智己
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１４６号**
東京都板橋区富士見町32―14―104
債務者　野村　一徳
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１４７号**
東京都板橋区熊野町８―１
債務者　斉藤　　高
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１５８号**
東京都中央区築地７丁目９―15―801
債務者　高畠　由憲
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１５９号**
千葉県流山市東初石３丁目110―22　グリーンヒルズＣ―102
債務者　柴谷　記好
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部